

## 埼玉県男女共同参画基本計画(案)に対する県民コメント等への県の対応・考え方について

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
1	第1章 2計画の位置づけ	2	女性活躍推進法に基づく推進計画の範囲は、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」だけではなく、法の趣旨を反映した上で推進計画の範囲を明記してほしい。  【理由】女活法の基本方針には、「男性の家庭生活への参画」について記載されている。「基本目標Ⅲ家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する」も「推進計画」に含まれる重要な施策になる。	1	御意見を踏まえ、女性活躍推進法の基本方針に基づき、推進計画の範囲である基本目標Ⅱに推進項目を追記しました。 →【修正】
2	第1章 6基本的な視点	3	基本的な視点「(2)男女が共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会をつくる」の項目に「社会の対等な構成員として」を追加していただきたい。	1	御意見どおり、「2 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会をつくる」と修正しました。 →【修正】
3	第1章 6基本的な視点	3	計画を推進するための基本的な視点の(2)前計画の『社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)を見直す』の文言をそのまま踏襲してほしい。見直せない場合でも、前計画にある『社会的・文化的に形成された性別は、社会制度・慣行の中に存在し、無意識のうちに固定的な性別役割分担を作り出し、次の世代へと引き継がれていきます。』の文言を復活してほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正しました。 →【修正】
4	推進指標	5	M字カーブと保育所待機児童数とは連動するのではないかと考えられる。埼玉県の待機児童がたった1,026人というのは非常に疑問を感じる数値である。潜在的待機児童数を考慮すれば、この問題については、さらなる検討が必要である。	3	厚生労働省の定義に基づき、家庭保育室に入所されている方や求職活動を中止されている方などは待機児童にはカウントされません。 そのため、県では待機児童数の公表時(平成28年6月23日記者発表)に、こうした保育所等に申込したが入れなかった方の内訳も明示しております。 →【修正なし】
5	推進指標	5	国も掲げている「介護離職ゼロ」を推進指標にできないのか。	2	仕事と育児・介護の両立を企業が支援する上での課題などを「埼玉県就労実態調査」などで把握し、新たな施策の検討に生かしています。 また、県では、仕事と子育てを両立しやすい企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。この制度の中では、介護との両立についても評価していきます。 →【修正なし】
6	推進指標	5	推進指標ができそうなものばかりである今後取り組むべき、新たな課題に対して、指標を重点化したり、新たな指標を考えるべきである。	2	前回の計画では指標が34と多くあったため、重点指標を定めました。今回の計画案では、推進し指標を12と絞り込んだことから、特に重点指標は設けておりません。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
7	推進指標	5	NO1審議会などの委員に占める女性の割合38.2%→40%であるが、なぜ40%なのか。50%でもいいのではないか。	1	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進していくためには、審議会の女性委員の割合は、各審議会が40%以上60%以下になることが望ましいと考えています。 そのため、現計画の目標値である40%を次期計画では達成するために、この割合としました。 →【修正なし】
8	推進指標	5	NO5男性県職員の育児休業取得率11.3%→15.0%もっとあげるべきではないか。	1	男性の育児休業取得率は国が5.5%、都道府県平均が4.7%、民間企業平均2.65%となっており、本県では過去5年の平均が8.5%となっており、H28.3.31時点で把握可能な数値。 そのような状況の中、例えば短期間でも育児休業の取得を促進して職場意識を醸成する取組や、子が生まれる男性職員に個別に育児休業の取得を働きかける取組など、現行目標を達成するための様々な取組を行っているところです。 今後も新たな取組を実施・検討するなど男性職員の育児休業取得促進を図っていきます。 →【修正なし】
9	推進指標	5	基本目標に沿った推進指標の数を増やすべきである。また、どれも目標値が低く、男女共同参画を推進しようとする意気込みが感じられない。目標値の設定の根拠もわからない。少なくとも、もっと高い目標を目指すべきである。  【理由】推進指標は、施策ごとに様々考えられ、総合的に判断するためにも多くの指標を掲げることが必要である。国の計画においても『成果目標』が多数掲げられている。	1	現計画の推進指標が34と多く、分かりにくいと御指摘いただいていることから、基本目標に対し、1～3として、12の指標としました。 →【修正なし】
10	推進指標	5	県庁内における女性管理職(課長以上)の割合と、女性の校長・教頭職への登用の割合を、推進指標に挙げてほしい。  【理由】 政策や意思決定の場に女性をさらに登用することは、これからの計画推進にとって重要な課題である。そのためにも、庁内の努力もわかるが、具体的な目標値がないと実現しないと思われる。国の目標とを参考に、市町村についても目標を出してほしい。県が率先して女性の登用を図る姿勢を示してほしい。	2	女性職員の活躍の推進については、平成28年4月に策定した「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」、「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき取組を進めているところです。 「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」では、平成32年度末までの計画期間においては管理職候補者の拡大に重点を置くこととし、数値目標として「主幹級以上の女性職員数を現状の2割増程度目安」とすることを位置づけています。 「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」では、平成32年度末までの計画期間においては管理職候補者の拡大に重点を置くこととし、数値目標として「主幹級以上への女性職員の登用率を15%程度」とすることを位置づけています。また、県立学校及び市町村立小中特別支援学校においては「管理職への女性職員の登用率を14%程度」とすることをとしています。 新たな男女共同参画基本計画では、広く県民に関わるものを優先して推進指標に設定しているため、御提案いただいた内容については、上記プランに基づいて取組を進めていきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
11	推進指標	6	自主防災組織は地域の自治会を基礎に組織されており、自主防災組織における責任者の女性比率を推進指標にすべきである。	2	自主防災組織のほとんどは自治会を母体としており、自治会の役員の大部分は男性です。自治会は防災以外にも様々な活動を行っており、自治会の役員であることがすなわち防災の責任者であるとは限らず、防災責任者(及び女性比率)を定義することは困難です。 県としては、女性の意見を自主防災組織に反映させる仕組みづくりが重要であると考えており、市町村が主体的に行う自主防災組織のリーダー養成講座の資料として、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災に関する教材を作成し、市町村に情報提供することで普及啓発を図っていきます。 →【修正なし】
12	推進指標	6	配偶者暴力相談支援センターの設置は、市町村が主体的に行うものであり、県の計画に目標値を設定すべきではない。 設定に固執するのであれば、県内の人口分布状況、センターの設置状況等を踏まえ、設置に係る補助金等のメニューの充実を図った上で、広域的な設置計画を策定すべきである。	1	配偶者暴力相談支援センターの設置は、市町村が主体的で行うものであることは確かです。一方でDVの相談等は住所地で行うものとは限らないことから、県としては多くの市町村への設置をめざし、そのための技術的支援を行う必要があると考えています。5年間の目標として、人口規模10万人以上の市に対し重点的に働きかけることとして設定したものです。 →【修正なし】
13	推進指標	6	NO8固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)52.3%→60.0%とあるが、「男は家庭、女は仕事」や「男女が共に働き、家事をする」ことについても同じように聞いてもよいのではないか。	1	3年ごとに県で実施している「男女共同参画に関する意識・実態と調査」では、御意見のような内容につきても調査しております。今後とも、引き続き、県民の皆様の意識について把握に努めていきます。 →【修正なし】
14	推進指標	6	NO10配偶者暴力相談支援センター設置市町村数15市→29市とあるが、もっと増えてほしい。	1	県としては多くの市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されることがDV被害者の支援に有効と考えている。そのための技術的支援を行っていきます。 →【修正なし】
15	推進指標	6	NO11女性の安全安心ネットワーク参加団体数100団体とあるが、もっと増えてほしい。	1	目標を達成できるよう、企業や大学に働きかけていきます。 →【修正なし】
16	推進指標	6	「人権感覚育成プログラム」を実践した学校となると、内容が幅が広いので100%になるかもしれないが、「男女共同参画」あるいは「男女平等」についてのプログラムを実践している学校の統計を取ったらいかがか。  【理由】「親の学習」講座の年間の実施回数では、男女共同参画の推進にならない。「親の学習」講座で、どれだけ男女共同参画について話されているか疑問である。教育について大切な指標である。考え直してほしい。	1	県で作成した「親の学習」プログラムには保護者向けの「働きながらの子育て」や中・高校生向けの「乳幼児とふれあう」等のテーマがあり、親として成長するとともに子育ての大切さを考える内容となっていることから、「親の学習」講座の年間実施回数は推進の目安になると考えます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
17	体系表	7	基本目標Ⅰ～Ⅷの順だが、重要度順なのか。基本順なのであれば、Ⅴ、Ⅵ、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅶ、Ⅷの順になるのではないか。	1	現行の計画をもとに、審議会の意見を踏まえて基本目標の順としています。 →【修正なし】
18	体系表	7	施策の柱2「積極的格差是正措置による女性の働き方の推進」、3を「働く場における「男女平等の推進」としてほしい。 【理由】ウーマノミクスプロジェクトは施策の一つであって、施策の柱と言えない。また、「経済社会における男女共同参画の推進」では、何をしたいのかわからない。	1	「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」は、「働きやすい環境の整備」「女性の就業・起業支援」「女性が活躍する気運づくり」の3つの視点から女性の活躍を推進する多数の施策に取り組み、地域の活性化につなげていくことを目指す総合的なプロジェクトなので、施策の柱に位置づけて更なる推進を図っていきたいと考えております。 →【修正なし】
19	Ⅰ 1 政策や方針の立案及び決定	9	「しかしながら・・・十分とはいえません。」もっとこのような現状を強調してよいのではないかと思う。そこをふまえてスタートしたほうがよいのではないかと思う。	1	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画に取り組んでいきます。 →【修正なし】
20	Ⅰ 1 (3) 積極的格差是正措置	11	積極的格差是正措置の具体化について、分かりやすく、記載してほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、計画を推進する中で検討していきます。 →【修正なし】
21	Ⅱ 2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	Ⅱ 2「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」とあるが、施策の柱の名称としてふさわしくないと考える。 【理由】ウーマノミクスは経済政策であるが、女性活躍推進法は、均等法の反省に基づき、事業主にポジティブアクションを義務付けることにより、男女の実質的な機会均等を目指すものである。そのような意味で、男女共同参画基本計画の中に「ウーマノミクスプロジェクト」がそのまま持ち込まれることには問題があり、再考が必要がある。	1	基本目標ではなく、具体的な取り組みである施策の柱の名称であるので、問題ないと考えます。 →【修正なし】
22	Ⅱ 2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進項目として、「えるぼし認定」取得の支援が必要であると考えます。	1	本県では「多様な働き方実践企業」認定制度を積極的に推進しています。 本県が実施する「多様な働き方実践企業」認定制度は、両立支援制度の整備状況と、女性活躍推進に係る取組状況（女性管理職比率や定着状況など）の両者を認定項目に組み込んでおり、小規模な企業にとって取り組みやすい仕組みとしています。 全体の99%を中小企業が占める本県では、「多様な働き方実践企業」認定制度の普及を着実に促進することにより、その結果として「えるぼし認定」にもつながると考えております。国も同様の認識を持っており、連携して取り組んでいきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
23	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	女性活躍推進法の基本方針に基づき、事業主の取組に必要な視点として、下記5点を掲げており、「男女共同参画計画」の「推進計画」部分においても踏まえるべきである。 ①トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。 ②女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。 ③働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す ④男性の家庭生活への参画を強力に促進する ⑤育児・介護等をしながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みを構築する	1	基本目標Ⅱは、事業主が、基本方針に示された視点①～⑤を踏まえて女性活躍の推進に取り組むために必要な支援を、施策化して列挙したものとなっております。 →【修正なし】
24	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	女活法の基本方針では、地域の実情及び住民のニーズの把握すべき事項が列挙されているが、「女性活躍推進企業データベース」において情報を公開している県内企業の数把握し、計画において、県内の自治体別に公表すべきである。	1	本県では、2000社を超える多様な働き方認定企業について、県ウーマノミクスサイトで情報を公表しています。 →【修正なし】
25	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	女性活躍推進法の基本方針を踏まえ、「説明会や意見交換」の際には、この法律の趣旨、男女共同参画との関係について十分に説明し、市民の関心を高めることが、「地方創生」との関連からも、重要である。	1	10月17日に計画案に対する意見聴取のための広聴集会を開催しました。 →【修正なし】
26	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	「埼玉県女性キャリアセンター」についても、法の趣旨に合致した「女性活躍のための地域プラットフォーム」として機能するよう、見直しするものと記載し、実現していただきたい。	1	女性キャリアセンターは、平成20年の開設以来、ハローワークや市町村、県内企業などと連携し、女性の就業支援、就業継続、キャリアアップなど女性の活躍を総合的に支援し、実績を重ねております。 →【修正なし】
27	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	女性管理職等の「活躍情報」として公開するべき項目の他に、女性活躍についての情報、事業主行動計画とともに、政府の用意したウェブサイトでの埼玉県の登録企業が増えるよう、これを数値目標として掲げるべきである。 また、えるぼし認定企業数についても同様である。特に、「認定3」を取得するためには、大企業については必ず「女性の非正規社員から正社員への転換」を達成にならないので、そのため、雇用管理区分ごとの情報公開についても支援する旨、記載していただきたい。	1	本県は、「多様な働き方実践企業」認定制度の普及を着実に促進することを目標としております。その結果として登録企業増加にもつながると考えております。 事業主による女性活躍についての情報や行動計画については、基本目標Ⅱ 施策の柱2「(1)働きやすい環境の整備」の③の「ア 女性活躍に取り組む企業に対する専門家派遣による取組支援」により、事業主の取組を積極的に支援してまいります。 →【修正なし】
28	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	現行計画にある程度対応しているが最初の説明文「短時間勤務やフレックスタイムなどの多様な働き方」という記述は、女性活用の方向となっており、問題があると考えます。	1	「男女がともに働き続けられる環境づくり」と修正する方向で調整します。 →【修正】
29	Ⅱ 2埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12	推進項目が現行計画の9から5に縮小している。削除された現行計画の「①、③、④、⑤、⑦、⑨」は、働く人の権利擁護の観点を含む推進項目であり、これらの項目は、ぜひ、復活させていただきたい。	1	現行計画の「①、③、④、⑤、⑦、⑨」については、それぞれ、施策の柱2および3の推進項目のなかに含まれていると考えます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
30	Ⅱ 経済社会における女性の活躍	12	「本県の特徴として出産、子育て期に女性の労働力が大きく低下する、いわゆるM字カーブ問題がある」を加筆してほしい。	1	M字カーブについては、計画の基本的な考え方6(5)に記載しております。 →【修正なし】
31	Ⅱ 2(1)働きやすい環境の整備	13	「放課後児童クラブの整備促進」を追記してほしい。	1	御意見を踏まえ、以下のとおり文言を記載します。 P13Ⅱ 2(1)⑤ 放課後児童クラブの充実(再掲) →【修正】
32	Ⅱ 2(1)働きやすい環境の整備	13	③キ句読点がなく意味が分からない。	1	計画案を修正します。また、用語解説を追加しました。 →【修正】
33	Ⅱ 2(1)働きやすい環境の整備	13	③について「積極的な取り組み」の文言は、「積極的格差是正措置」としてほしい。	1	具体的な取り組み内容について記載している部分なので「積極的な取り組み」のほうがわかりやすいと考えます。 →【修正なし】
34	Ⅱ 2(1)働きやすい環境の整備	13	国土交通省発注の工事では、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ＝「快適トイレ」を工事現場に設置することとなったので、県においても同様に対応してはどうか。  【理由】 女性も働きやすい環境と、災害時に誰でも使いやすい洋式仮設トイレのストック増加を目的にしている。	1	国や他都道府県の導入状況を踏まえ、県としても導入について検討します。 →【修正なし】
35	Ⅱ 2(2)女性の就業・起業支援	14	④「体験や経験を生かした60歳以上の女性の活躍の場の提供」等具体例がほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、具体例として、以下の取組を追記します。 ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得を支援する職業訓練の実施 イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施 ウ 職業訓練の見学、体験機会の提供などによる職業訓練の受講促進 また、県では女性も含めてシニアの方がこれまでの体験や経験を生かして活躍できる場を提供するため、県内8か所にセカンドキャリアセンターを設置して就業支援を行っています。ぜひご相談ください。 →【修正】
36	Ⅱ 2(2)女性の就業・起業支援	14	④「職業能力の開発機会の提供」に、「ア雇用保険に加入できない人への職業能力開発機会の提供」を加えてほしい。「ひとり親家庭に対する職業訓練」と同様のキャリアアップ施策を市町村ともに連携して進めてほしい。  【理由】中小企業で働く非正規雇用の方は職業能力開発機会に恵まれない。	1	県では、求職者に対して雇用保険の有無にかかわらず、無料で受講できる職業訓練を多数実施しています。また、在職者に対しては、夜間や休日を中心にスキルアップのための技能講習を安価で実施しています。情報が県民の皆様に届くよう市町村とも連携して実施していきます。なお、雇用保険未加入の求職者に対しては、国の職業訓練受講給付金により職業訓練受講中の生活を支援する給付(月額10万円)を受けて受講できる制度があります。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
37	Ⅱ 2(1)働きやすい環境の整備	14	①「商工業に携わる女性の生活実態を把握し、労働条件の改善を図る」、②「家族従業者の働きを評価されるよう、税制等の制度の在り方を検討する」、③「商工会議所等の役員への女性の登用の推進」を推進項目にしてほしい。また、女性部活動の助成を、商工会・商工会議所に限らず、「商工業者で構成するすべての女性団体」としてほしい。  【理由】「商工業などの自営業に携わる女性への支援」は、前計画では、施策の基本的な方向にあったものが、今計画では推進項目になってしまっている。また、具体的な施策もみあたらない。自営で働く女性たちは、出産時に産休もとれず、無理をして働いているのは実態である。	4	①労働条件の監督及び改善については国の所管であります。女性の働き方の実態把握に努め、必要な策を講じていきます。 ②税制のあり方検討については国の管轄となります。 ③女性の役職員登用推進については、事業者を限定せずに進めるべき取組であり「商工会議所等」として対象を区別すべきではないと考えます。また、女性部活動の助成は補助事業の効果的な実施の観点から、商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する講習会、研修等に限定しています。 →【修正なし】
38	Ⅱ 3経済社会における男女共同参画	16	「働くことは」は、必要です。」こども強調してよいと思う。	1	御意見を踏まえ、経済社会における男女共同参画の推進に取り組んでいきます。 →【修正なし】
39	Ⅱ 3(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保	16	(1)②大事なこと	1	御意見を踏まえ、労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実を進めていきます。 →【修正なし】
40	Ⅱ 3経済社会における男女共同参画	16	推進項目の1番に「長時間労働の解消」を書き込んでほしい。  【理由】女性の働き方を困難にしているのは、長時間労働が横行しているからである。男性の長時間労働のため女性が家庭に縛られ働けないこと、長時間労働が女性の正社員化を妨げていることなど、女性の働き方に大きな影響がある。	1	長時間労働の解消については、施策の柱2「(1)働きやすい環境の整備」の「推進項目②働き方の見直しの推進」の中に、「ア 所定外労働の削減…」に取り組む企業の支援」として整理しています。 →【修正なし】
41	Ⅱ 3(2)柔軟な働き方	17	ボランティア・NPOなどは、会員の善意で運営されている。財政的支援がなければ継続できない。財政的支援を明記すべきと考える。	1	計画案に記載しているNPO基金を活用した支援の内容は、主に助成(財政的支援)です。このほか県には活動内容に応じた財政支援を含む様々なNPO支援策があります。 また金融機関をはじめとする企業との協定締結により、資金調達や活動の支援、寄付文化の醸成などにも取り組んでいます。 NPO基金による支援が助成(財政的支援)であることを明記するとともに、企業等と連携した多面的なNPO活動の支援についても御理解いただけるよう、文言を追加します。 →【修正】
42	Ⅱ 3(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保	17	「農林業における女性の活躍の推進」は、前計画では、施策の基本的な方向にあったものが、今計画では推進項目になってしまっている。推進項目に「農業委員、農業協同組合などの女性役員の登用促進」と「家族経営協定」の締結の促進を加えてほしい。	1	施策の柱3経済社会における男女共同参画の推進の中の推進項目として掲載しています。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
43	Ⅱ 3(2)柔軟な働き方に向けた支援	17	②パートタイム労働者などの「均衡待遇」を「均等待遇」にしてほしい。 【理由】ヨーロッパでは、すでに短時間の勤務でも同一価値労働同一賃金である。女性の活躍を言うなら、パートタイム労働者にも賃金アップと、労働条件の向上を推進してほしい。	1	パートタイム労働者など非正規雇用者については、正規雇用者に比べ、賃金・休暇・福利厚生制度の処遇面で格差があることから、その改善が進むよう「パートタイム労働者など非正規雇用者の処遇改善の促進」としました。 →【修正】
44	Ⅲ 4家庭や地域	18	「現在・・・ことが必要です」強調するべき。	1	御意見を踏まえ、家庭における男女共同参画の推進していきます。 →【修正なし】
45	Ⅲ 4(1)家庭生活における男女共同参画の推進	18	推進項目に「男性が家庭生活に積極的にかかわれるよう、男性の働き方を見直す」を追加してほしい。 【理由】子育て・介護・家事労働を担っているのは、多くの場合は女性である。特に埼玉県は、男性の通勤時間も長く、男子への働き方を見直さなければ、男女共同参画の考えを生かした家庭生活をおくることはできない。	1	「男性が家庭生活に積極的にかかわれるよう、男性の働き方を見直す」ことについては、「Ⅲ 4(5)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進」として整理しています。 →【修正なし】
46	Ⅲ 4(2)⑥保育士の資質向上	19	「保育士の資質向上」を実現するためには、保育士の賃金増額や待遇改善が必要と考える。具体的に書き込んでいただきたい。	2	保育士の賃金増額は全国共通の制度面での課題であり、国が対策を進めております。 一方、職場環境の充実や保育の専門性の向上、適正な職員配置も保育士の資質向上に重要であり、これらは各地域で細やかに対応することが効果的であると考えております。 このことから、以下の文言を記載します。 「ア 職場環境の充実、保育の専門性向上などを目的とした研修の実施」 「イ 潜在保育士の積極活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施」 →【修正】
47	Ⅲ 4(2)子育ての社会的支援	19	「子ども食堂への補助金」などの具体策が必要と考える。具体的に書き込んでいただきたい。	2	子ども食堂に限定した補助金事業は実施していませんが、地域の方々の取組により、子ども食堂の活動が広まりつつあることは承知しております。 →【修正なし】
48	Ⅲ 4(2)子育ての社会的支援	19	夫婦の家事負担そのものを減らすため、家事サポートサービス、退院後母親の休養を目的とした家族で滞在できる宿泊施設のサービスに取り組んではどうか。 【理由】近年出産後の入院期間が短くなっている。里帰り出産ができない人や二人目以降の出産の人は、帰宅後の家事負担が大きい。これらは母親の健康と仕事復帰への負担の軽減につながると考える。	1	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を進め、男性の家庭・子育てへの参画を促進していきます。 →【修正なし】
49	Ⅲ 4(3)①介護保険制度の充実	20	指導強化以前に、事業が成り立つような支援が必要である。また、事業への参入を促していくことが求められる。 【理由】介護報酬の引き下げや地域支援事業への移行により、事業者は撤退しているのが現状である。	2	介護保険制度は国の制度であります。平成30年度の次期介護報酬改定に向け、国に要望してまいります。また、適切な介護保険サービスの提供に基づく適切な介護報酬請求が行われるよう、助言も含め指導を強化していきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
50	Ⅲ4(3)①介護保険制度の充実	20	「介護保険サービスを担う人材の育成と待遇改善」にしてください。 【理由】介護職は人材不足が常態化しており、賃金などの待遇改善が必要である。	1	介護職員の賃金は、国が定めた介護報酬を原資として事業者から職員に支払われていることから、処遇改善について国に対して要望しております。 賃金の改善は介護職員の確保・定着のために重要な課題であることから、御意見の趣旨を踏まえ、処遇改善について引き続き国に対して要望していきます。 →【修正なし】
51	Ⅲ4(3)①介護保険制度の充実	20	「介護保険サービス提供事業者の指導強化」を「継続的な指導」に変更してほしい。 【理由】指導に対する現場の書類の整備に関しては年々、書類量が増えている。離職の原因にご利用者と接する時間の確保が出来ないほどの書類に追われているということも一因として挙げられる。これ以上の指導強化となると、今後の制度改正による報酬減と合わせ鑑み、事業撤退事業者数の増加が見込まれていくと考えられる。	1	介護保険事業者の適正な事業運営の確保と悪質な基準違反や不正請求に対して指導や処分を行うなど、法令遵守の徹底を図る必要があるため、「介護保険サービス提供事業者の指導強化」と記述しています。今後も利用者に安心・安全なサービスが提供されるよう、事業者の事務負担も配慮しながら、指導監査を行っていきます。 →【修正なし】
52	Ⅲ4(3)①介護保険制度の充実	20	「介護保険サービス提供事業者の指導強化」も大切だが、県としてサービス提供事業者への補助金も含めた支援策を基礎自治体と共同して検討することを書き加えてほしい。 【理由】「本年1月から9月の老人福祉・介護事業の倒産累計は、全国で77件。2015年の76件を9月時点で上回った」(東京商工リサーチ、2016年10月7日公開)との報道があった。このままでは、「制度あってサービスなし」の状況が心配される。	1	介護保険制度は公的福祉サービスとして国が定めた介護報酬に規定され、運営されております。県としては、介護保険サービス事業者への補助は、制度上も困難と考えます。 →【修正なし】
53	Ⅲ4(3)①介護保険制度の充実	20	「介護保険サービスを担う人材育成」も研修等で終わらせないで、県営住宅の優先入居枠をつくるなど、「介護離職ゼロを目指す」県として独自政策を検討することを書き加えてほしい。	1	県では、平成25年2月に老人福祉施設協議会など関係5団体と「介護職員しっかり応援プロジェクト」を立ち上げ、全国初の合同入職式や事業所表彰式など、職員のやり甲斐を高める取組を進めてきました。また、介護人材の確保・定着を図るため、介護の資格がない方の就労支援や元気な高齢者の介護現場への就労支援、人材育成に優れた取組を行う介護事業所の認証制度、介護ロボットの普及促進などに取り組んでいます。今後とも、介護人材の確保・定着にしっかり取り組んでまいります。 仕事と育児・介護の両立を企業が支援する上での課題などを「埼玉県就労実態調査」などで把握し、新たな施策の検討に生かしています。また、県では、仕事と子育てを両立しやすい企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。この制度の中では、介護との両立についても評価していきます。 →【修正なし】
54	Ⅲ4(3)①介護保険制度の充実	20	「通所・訪問サービスにおける多様な福祉サービスや支援内容の充実」の文言を追加したらどうか。 【理由】9月13日、厚労省より高齢者、障害者が介護保険と障害福祉のどちらの事業所でも通所や訪問などのサービスを受けられるように改正する方針が打ち出されたため	1	介護保険事業所と障害福祉事業所の相互乗り入れの改正方針は、今後の国の決定を踏まえ「在宅福祉サービスの充実」の実施に当たり、参考とさせていただきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
55	Ⅲ4(5)男性への参画促進	21	Ⅲ4(5)大事なこと。	1	御意見を踏まえ、男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画に取り組んでいきます。 →【修正なし】
56	Ⅲ5(2)⑦子供への生活・学習支援	23	子供への生活支援・学習支援の後ろに「(特に外国育ちで日本国籍を有する子ども)」を加筆して、「子供への生活支援・学習支援(特に外国育ちで日本国籍を有する子ども)」にしていきたい。 【理由】母親の母国である外国で生まれ育ち、学齢期になって来日している場合、子どもは日本語は話せず、日本の生活文化も理解できていない。父親の支援も期待できず、特別な支援が必要と考える。	1	県では、生活困窮世帯・生活保護世帯の中高生を対象に学習支援事業を実施しています。 支援対象者の多くは、家庭環境に問題がある、不登校・ひきこもり、障害があるなど、様々な問題を抱えています。 よって、外国育ちで日本国籍を有する子供だけを特筆することはできないと考えます。 →【修正なし】
57	Ⅲ5(2)困難を抱えた女性	23	いわゆる子供の年齢を超えた18歳以上の女性で暴力を受けたりした場合の自立に向けた支援策について計画の記載がない。福祉との連携だけではなく、支援策を計画に掲載できないか。	1	暴力を受けたりした場合の施策については基本目標Ⅶの中で対応していくことと考えています。(P43⑤被害者とその子供の自立支援) →【修正なし】
58	Ⅲ5(2)困難を抱えた女性	23	⑥生活困窮者の支援は、生活困窮者支援法のことだと思うが、この標記ではわかりにくい。自立支援も、経済的な支援だけでなく、障害者が地域で生活することも「自立」である。センシティブな表現してほしい。	1	「生活困窮者」とは、単に経済的に困窮している人だけでなく、日常生活や社会生活を送る上で多様な問題を抱えた人など、幅広く対象とするものです。 →【修正なし】
59	Ⅲ5(2)困難を抱えた女性	23	推進項目に、「現状を把握するために、調査・研究を行う」ことを加えてほしい。 【理由】貧困の問題は、現在だけでなく、将来にも大きな影響を与える問題である。現状がどうなのか、何が必要とされているのかがはっきりと、きめ細やかに把握することが必要である。	1	貧困状況の把握等については、国が統一的な基準で調査すべきと考えます。 →【修正なし】
60	Ⅲ5(2)困難を抱えた女性	23	推進項目に、「公営住宅への入居を優先する」ことを加えてほしい。 【理由】新規建設ではなく、空き家を公営住宅とし、シェアハウス等に活用できるようにしてほしい。住むところがあれば、生活保護を受給するこなく、自立した生活が可能の方も少なくない。まずは、男女共同参画課も含む庁内関係各課での調整会議が必要かと思う。	1	公営住宅は、男女の区別なく、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給するものです。なお、高齢者や母子・父子世帯など特に住宅に困窮する低額所得者には、優遇抽選資格を設けています。 また、公営住宅は、耐火性やバリアフリーなど公営住宅整備水準を満たす必要があるため、空き家を活用するには課題があります。また、空き家は、様々な場所に存在するため、公営住宅として活用するには、管理コストが大きくなるという課題もあります。 →【修正なし】
61	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	2016年施行の障害者差別解消法の周知徹底を入れるべきと考える。 【理由】「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮提供」を義務化、合理的配慮は、行政機関には、義務、民間事業者には努力義務となっている。	2	障害者差別解消法は地方公共団体に対し、障害者差別の解消に必要な啓発活動を義務付けており、埼玉県では、法に基づき、様々な取組による啓発を進めています →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
62	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	(2)それぞれ、「外国人」の後に、「とその子ども」を加筆して、②県内在住の外国人とその子どもに対する相談体制の充実、④外国人との子どものための日本語学習の啓発と支援、にしていきたい。  【理由】外国人の母が日本人の夫と夫婦関係が破たんしたあと、子どもの養育をしている場合、母親が十分に対応できていない。	1	②、④の相談も学習支援も子供を拒否するものではありませんが、子供向けに特に打ち出した施策は行っておりません。 また、外国人児童生徒への支援として、日本語指導や学校生活への適応に向けた指導を行うため、加配教員を配置しています。 →【修正なし】
63	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	Ⅲ(3)③「外国語による生活情報の提供」を、「やさしい日本語、外国語」による生活情報の提供」に修正してほしい。	1	情報伝達手段として確立された「やさしい日本語」といわゆる簡単に表現された日本語表記と誤解を生じるため、「多言語による生活情報の提供」に修正します。 →【修正】
64	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	Ⅲ(3)⑤「外国人留学生への支援」を、「外国人留学生や日本人と結婚した外国人への支援」に修正してほしい。	1	「外国人留学生への支援」とは、日本の大学生を送る上での生活相談や日本での就職支援を意図しています。 一方、「日本人と結婚した外国人への支援」については、県内在住の外国人への支援として、(3)②県内在住の外国人に対する相談体制の充実や、③外国語による生活情報の提供、④外国人のための日本語学習の啓発と支援に含まれると考えます。 →【修正なし】
65	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	④「外国人のための日本語学習の啓発と支援」とあるが、夜間や土日に開催することの支援を県としてできないのか。  【理由】市町村の日本語学習は、平時の昼間開催しているため、就業中の方が参加しにくい。	2	日本語学習は市町村等への情報提供などで支援することを基本としております。 →【修正なし】
66	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	②にア「民間の外国人相談体制の活用」を追加してほしい。業務委託による相談窓口を使ってほしい。	1	現在も公益法人への委託で業務を実施しています。 →【修正なし】
67	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	③にア「民間NPOとの連携」を追加してほしい。  【理由】市価の1/3で翻訳をしている。	1	「外国人の生活ガイド」を毎年度改訂して発行していますが、その際民間NPO等に翻訳依頼しています。一方、県ホームページ等での情報提供もしています。 →【修正なし】
68	Ⅲ5(3)特別な配慮を必要とする支援	24	性的マイノリティーについての施策がない。  【理由】国の第4次男女共同参画計画でも、同性愛者や性同一性障害者など、いわゆる性的マイノリティーへの取り組みが言及されている。 既存の男性女性の枠でとらえることができないこうした性的マイノリティーの人は、無理解による偏見と差別に耐えている場合が多いので、埼玉県の男女共同参画計画においても積極的に啓蒙と援助をしていくことを明確にするべきである。	1	「性的マイノリティー」については、基本目標Ⅲ家庭や地域で男女が共にいきいきと参画するの推進項目として記載しています。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
69	Ⅲ5(4)地域活動における男女共同参画	25	①の書き方だと、ただでさえがんばっている女性がまだまだ参画が足りない、というようにも受け取られるので、～の長に女性を、という意味の言葉があると良い。社会情勢が変わり、夫婦共働きの家庭が増えているので、PTA役員に男性の参加を、というのもよい。  【理由】①県内の公立小学校、中学校、高等学校へと子供を通わせてきた母親として感じていることは、PTA活動は平日の日中に行われることが多いため、専業主婦の女性(母親)が多くの場合役員の担い手であり、会長のみ男性となっている学校が非常に多い。	2	地域活動における男女共同参画の推進の中では、片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することないようにするとともに、PTAの会長への女性の参画を進めていきます。 →【修正なし】
70	Ⅲ5(4)地域活動における男女共同参画	25	①「自治会」への女性の参画や、②男女共同参画の視点に立った地域活動の施策の具体化に期待する。	1	女性の自治会の会長が増加するような具体的な取り組みを進めていきます。 →【修正なし】
71	Ⅲ5(5)国際理解、国際交流・国際協力	26	基本目標の一つに位置付け、推進項目として「国際社会における女性の地位向上への取り組みの成果の取入れ・浸透」をいれていただきたい。  【理由】「計画を推進するための基本的視点」として「4国際社会の取り組みの動向を踏まえ男女共同参画を推進する」とあるが、これを受けた具体的な施策が、基本目標や施策の柱に見当たらない。	1	Ⅲ4(5)「男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進」の中で取り組んでいきます。 →【修正なし】
72	Ⅳ6男女共同参画の視点に立った防災対策	27	柱建てや施策の基本的方向について、現行の計画とほとんど同じかたちになっている。国の計画が、初めて単独の分野となり、記述も手厚くなっているので、これにない、記述を抜本的に強化すべきであるとする。	2	御意見を踏まえ、国の第4次男女共同参画基本計画を参考に計画案を修正しました。 →【修正】
73	Ⅳ6男女共同参画の視点に立った防災対策	27	意識啓発については具体的でイラストを多用したマニュアルの配布を望む。 また、わかりやすい動画を制作し、ケーブルテレビで繰り返し放送したり、ネットで視聴できるようにすると良いと考える。	1	県民にわかりやすい内容とイラストを使った防災マニュアルブックを2種類(命を守る3つの自助編、災害時のトイレ対策編)作成し、市町村を通じてサンプルとして配布するほか、県政情報センターで販売しています。 →【修正なし】
74	Ⅴ7男女の固定的な役割分担意識の解消	30	「慣行(社会通念、習慣、しきたり)」をもっと強調してもよいと思う。	1	御意見を踏まえ、男女の固定的な役割分担意識の解消を目指します。 →【修正なし】
75	Ⅴ7(1)③役割分担意識の解消	30	第3次計画では「ア個人の多様なライフスタイルの選択に対して中立的な税制、医療・年金などの社会保障などの検討及び国への働きかけ」があったが、削除されている。新計画案にぜひ復活させてほしい。	1	計画の見直しにあたっては、県が主体的に取り組めることを推進項目としています。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
76	V7(2)男女共同参画に関する法制度	31	①男女共同参画に関する条約・法令・条例の見直しに修正してほしい。	1	男女共同参画に関する法制度の周知や学習機会の提供を進めていきます。 →【修正なし】
77	V7(2)男女共同参画に関する法制度	31	①ア生活保護費や生活福祉貸付金の大半が世帯主である男性中心のものが多く、離婚が成立していない女性のための制度がないことを見直してください。	1	生活保護制度については、男性中心のものではなく、性別に関係なく、要件を満たせば利用できる制度です。なお、生活保護は世帯単位で受給するものですが、DV等により夫と別居しており、かつ、生計も別になっている場合のように夫婦を同一世帯として認定することができない生活実態がある場合には、法律上は夫婦であっても夫とは別世帯として、生活保護を受給することができます。 また、生活福祉資金貸付制度については、男性中心の制度というわけではありません。したがって、離婚が成立していない女性についても、個々の実情を伺った上で、貸付が可能かどうかを判断しています。 →【修正なし】
78	V7(3)自殺対策の推進	32	男性の自殺率の高さと固定的役割分担意識の問題が強調されているが、以下のことを加味してほしい。 「埼玉県・さいたま市における今後の自殺対策の提言(平成19年9月)」によると、男女比では約7:3であるが、全国比と比較すると女性の割合がやや高い。職業別では男性の無職者が49.5%、女性は無職者43.5%、主婦37%。つまり、無職者・主婦の自殺者数が多いことにも、留意すべきである。	2	御意見なども参考とさせていただき、県の自殺対策を推進していきます。 →【修正なし】
79	V7(4)情報の収集	33	県が持っているデータの男女別データを提供してほしい。国勢調査のデータは市町村別にして提供してほしい。男女共同参画課で、庁内でジェンダー統計に関する検討会を開催して、推進してほしい。	6	御意見を踏まえ、引き続き、県の全施策を対象とした男女共同参画配慮度評価(チェックポイント5)の実施により、各事業ごとに「男女別統計データ」の把握状況を公表します。また、年次報告書やホームページを活用し、男女別統計データを収集し、公表してまいります。 →【修正なし】
80	V8(3)人権を侵害するような性・暴力表現	35	「性、暴力表現を使ったメディアからの青少年の保護」という項目部分が気になった。 【理由】メディアが直接的に悪影響を及ぼすとする「強力効果論」は科学的に否定されている。男女共同参画において「メディアが悪影響を及ぼす」という決めつけ前提のやり方はエビデンスがなく、ただの言いがかりでありむしろ、これらを愛好する者への人権侵害である。	1	「メディア効果論」については様々な意見があり、行動や感情などへのメディアの影響について結論付けることは難しいと思われます。しかし、我が国を含む多くの国において、青少年に対する有害情報は何らかの規制がされていることから、メディアによる青少年への影響はあるものと認められます。そのため、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報については規制すべきと考えます。 →【修正なし】
81	V8(3)人権を侵害するような性・暴力表現	35	①の「…これに接することを望まない者が…」とあるが、アからウに挙げられる法令では、「接することを望まない者」の保護法益は含めることが出来ない。よって、この推進項目の細目としてアからウまでの法令の列挙は不適切なので、法令は列挙しないか、書き方を修正する必要がある。	5	青少年健全育成条例における規制は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に対し規制しているものですので、成人の知る権利や表現の自由など、憲法で保障されている基本的権利は尊重されるよう運用します。また、その他関係法令に基づき、計画を実施します。 あわせて、御意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正しました。 →【修正】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
82	VI男女共同参画の意識をくぐむ	36	説明文2段目の文章「子供のころから、男女が対等な構成員～学校教育を推進します」を、現行計画の「子どもの頃から、男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します」という表現に変えてほしい。	2	御意見どおり修正します。 →【修正】
83	VI9(1)②男女平等教育の推進	36	VI9(1)①に具体的な項目がない。現行計画にある「ア一日保育体験など、男女が共に子育てに取り組む指導の実施」等が盛り込まれるべきである。	2	御意見どおり修正します。 →【修正】
84	VI9(1)②男女平等教育の推進	36	現行基本計画にある「出席簿における名簿の取扱いをはじめ、」の文言を追加していただきたい。  【理由】出席簿の男女混合名簿が全国的にも推進されている中、削除した理由がわからない。まさに、混合名簿から、男女平等感を学ぶ教育が始まるのではないか。	5	男女混合名簿については、すでに多くの市町村教育委員会や学校で検討された結果、過去に実施した調査では、県内の公立小・中・高校で75.4%と多くの学校で導入していることから、削除したものです。 →【修正なし】
85	VI9(1)②男女平等教育の推進	36	キャリア教育・職業教育の推進から、現行計画中の「ウ生涯学習ステーションによる人材登録制度の紹介や学習情報の提供」が削除されている。学習状況の提供は男女共同参画の推進に重要な役割を果たしていることから、削除は疑問であり、追加すべきである。	1	現行計画中の「ウ生涯学習ステーションによる人材登録制度の紹介や学習情報の提供」については、(3)③女性のキャリア形成支援に記載してあります。 →【修正なし】
86	VI9(1)②男女平等教育の推進	36	施策の基本的な方向(1)の推進項目について「県立学校の共学化の推進」を項目にいれてほしい。  【理由】男女平等教育は、男女そろってこそ成り立つものであり、公立学校で性別によって入学できない学校があることは、明らかに人権侵害である。他県は共学化が進み、現在、埼玉、栃木、群馬の各県に残るのみとなった。教育委員会にはたらしかけて検討を進め、早急にすべての高校で共学を実現してほしい。	10	現在、男女別学校は、生徒が進学先の高校を選ぶ際の選択肢の一つとして、ニーズがあります。県としては、平成15年3月25日付け「埼玉県男女共同参画苦情処理委員への報告書」並びに現行基本計画策定時の平成24年6月定例会における5か年計画特別委員会における附帯決議を踏まえ、男女別学校が培ってきた伝統に十分配慮し、現在共学化されていない学校が、特色ある学校づくりに向けて主体的に取り組む中で、共学化を検討する可能性が出てきた場合は、引き続き積極的に支援していきます。 →【修正なし】
87	VI9(1)②男女平等教育の推進	37	⑤「理工系」男性の看護系、保育系などは入れなくてもよいのか。	1	「キャリア教育の推進」の中で、男女共に多様な進路への理解・関心の向上に努めていきます。 →【修正なし】
88	VI9(2)家庭教育	38	家族の多様性は国際的にも広く尊重される価値観であり、「親の学習」は男女共同参画の視点とは相いれないと考える。  【理由】「親の学習」は推進指標にも示されているが、男女共同参画の視点がどのような形で盛り込まれているが明確ではなく、行政がある一定の家族像を押し付ける結果につながる危険性が大きいと考える。また、問題を各家庭の責任に帰することにもなりかねない。	5	「親の学習」は、中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」があり、家庭の教育力の向上を目指して行われる学習です。 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援として「親の学習」を推進していきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
89	VI9(2)家庭教育	38	家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化は、推進項目だけで具体案が載っていない。	1	推進項目の小項目としてとして、「家庭教育アドバイザーの活用」を記載します。 →【修正】
90	VI9(2)家庭教育	38	施策の基本的な方向(2)の推進項目について ①のウの「学校応援団」の推進は、男女共同参画にかかわる施策と思えないので削除してください。項目として入れるなら、学校応援団に男女共同参画の支援で研修を行ってほしい。	1	県で推進している「親の学習」は、保護者向けの「親が親として育ち力をつけるための学習」と中・高校生向けの「親になるための学習」で構成されています。「親の学習」は父親、母親の性別に基づく役割分担ではなく、参加者同士が話し合い、様々な考え方に気付いたり学んだりする学習であり、共働きやひとり親など多様な家庭の在り方にも寄り添える内容であると考えます。 →【修正なし】
91	VII10女性に対する暴力防止	40	相手を思いやる教育、相手の立場に立って物事を考える練習を追加してほしい。	2	推進項目の小項目として、「人権感覚育成プログラムの実践による人権感覚の育成」と追記します。 →【修正】
92	VII10女性に対する暴力防止	40	(1)が「女性」となっている点はやむを得ないのかもしれないが、男性の被害者がいるという視点も持っていただきたい。 (2)についても(1)に引き続くということから被害者が女性との読み方をしてしまうかもしれないが、男性配偶者の被害者も対象としていることが一言書かれているとよい。  【理由】相談者と直に接する立場からは、近年、女性に対する暴力という『一方的図式でなく、男性に対する暴力も急増していると感じる。	2	DVIにおいて被害者加害者に性別の限定はなく、現実でも男性被害者の割合は警察の統計資料でも明らかです。一方で、基本計画において取上げて「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目標と掲げているのは、男女共同参画社会を形成するうえで女性に対する暴力がその障害となっているからです。御意見については、「配偶者等の暴力防止及び被害者支援基本計画」において、反映を検討していきます。 →【修正なし】
93	VII10女性に対する暴力防止	41	家庭の教育力のない子供に対する教育の推進を追加してほしい。	2	基本目標VI施策の柱9(2)「①男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進」の中で、家庭の教育力の向上を図る取組を進めていきます。 →【修正なし】
94	VII10女性に対する暴力防止	41	⑧「家庭・学校・地域のどこにも居場所を見つけられず漂流する10代の若年女子等が性犯罪や性虐待の被害者になりやすい現状に即して、当事者が利用しやすい相談体制づくりや、実態に即した適切な支援策を講じるための関係機関の連携強化」追加してほしい。  【理由】近年、特に10代の若年女子が家庭・学校・地域などのどこにも自分の居場所を見つけられず、家を出て繁華街等を漂流するうち、性犯罪や性虐待の被害をうけて心身の健康を損ね、生活困難に陥っても、どこからも支援を受けられない状況に陥ってしまう例が報告されている。埼玉県内でもこうした状況を把握し、実態に即して、当事者が相談しやすい体制づくりや、適切な支援策が講じられるよう、関係機関が連携する必要があると思われる。	1	県、警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センターが連携して設置する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」及び(公社)埼玉犯罪被害者援助センターが運営する「性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン」を広く周知することで、被害に遭われた当事者の目に触れる機会を増やし、相談の機会を確保します。 また、非行の問題を抱えて居場所のない少年などに対し、関係機関とも連携して非行からの立ち直りを支援していくことが必要と考えています。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
95	VII10女性に対する暴力防止	42	①暴力事件に対する刑罰の設置を追加してほしい。罰金制度、税金の加算、入牢などの刑罰の設置を希望する。P43の⑦にも関係する。	1	女性に対する暴力事案等に対しては、積極的な事件化や被害者の保護対策等の万が一を考えた一歩踏み込んだ対応で、今後も県民の安全確保に万全を期します。 →【修正なし】
96	VII10女性に対する暴力防止	42	推進項目④ウ「民間シェルターへの支援・育成」の「民間シェルター」の後に、「およびステップ・ハウス」を追加してほしい。  【理由】DVから逃れて公的一時保護施設に入所することは様々な理由からハードルが高い。そのため、避難後の安全を確保しつつ、ある程度の行動の自由が保障され、かつ避難後の自立につながるような支援もえられるような施設へのニーズが非常に高い。そのような施設としてステップ・ハウスが定義される必要があると考える。	1	ステップ・ハウスのような施設は、DV被害者の多様な状況に対応できるものと考えています。一時避難(一時保護施設退所後を含む)における今後の各施設のありかたとその支援策については、「配偶者等の暴力防止及び被害者支援基本計画」において、DV被害者の支援策市町村と協議の上今後も対応していきます。 →【修正なし】
97	VII10(3)セクハラ防止対策	43	外部指導者や大学生・卒業生・地域の方が活発に学校活動に参画していますので、教職員とならび、これらの方にも啓発及び研修をしてほしい。	1	県としては研修会等を通じて各私立学校に不祥事防止に向けた啓発及び研修を要請しているところです。教職員のみならず外部指導者等、児童生徒の教育活動に携わる方への啓発等についても引き続き要請していきます。 各県立学校等では倫理確立委員会を設置し、教職員の人権感覚を高める取組を行っています。御意見にある研修については、今後の取組において参考にさせていただきます。 →【修正なし】
98	VII10(5)売買春対策	45	売買春の位置づけについて、次の理由により、「売買春が許されない」という表現ではなく、「売買春によって生じる人権侵害が許されない」という表現にするべきである。  【理由】①そもそも売買春の問題点は、貧困や社会的立場につけ込んで、女性の人身売買を行ったり、性的な搾取を行うことによって人権を侵害することが問題であるのが本質であり、「売買春が許されない」とすると、個人の人権侵害の防止や救済ではなく、性道徳の話になってしまう。 ②国際的な人権擁護NGOであるアムネスティ・インターナショナルが、各地の実態を調査した結果、売買春を禁止するよりも、自由意思に基づくセックスワーカーは合法化して、意に反する行為や搾取を取り締まるべきである旨の提言を発表した。	2	女性の尊厳を傷つけ女性の人権を侵害する売買春の根絶に向けて関係法令を適正に運用するなど、売買春対策を進めていきます。 →【修正なし】
99	VII10(6)人身取引対策の推進	46	④ア多言語パンフレットの配布は慎重にしていきたい。  【理由】日本人の夫のDVに苛まれる外国人の妻は外出しないで家にこもっていることが多く、精神的にダメージを受けているため、外出を怖がる傾向にある。そのような人は、なかなかパンフレットにアクセスできない。役所といった公共機関を怖がる人もいる。	1	御意見の趣旨を踏まえ、計画を実施する中で検討していきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
100	VIII 11(2)健康支援	49	③「妊娠・出産期における女性の健康支援」この項目の中に、「女性主体の避妊についての意識啓発」の主旨の一文を入れていただけないか。  【理由】48ページに男性主導の避妊や性行動が結果として望まない妊娠や性感染症などをもたらすことによって女性の健康と権利を脅かす、ということに触れているのに、項目に明記されていないのはもったいない気がする。	1	若いうちからライフプランをきちんと計画し、適した時期に結婚・妊娠・出産を考えることは大切です。そのためには、思春期に、女性主体の避妊や、性感染症、不妊について、正しい知識を持っていただくことが非常に重要であると考えます。 そこで、「(2)②思春期における保健対策の推進」の中の「イ性感染症に関する正しい知識の普及啓発」を、「イ 妊娠・出産に関する正しい知識(避妊や不妊、性感染症などについて)の普及啓発」に変更させていただきます。 →【修正】
101	VIII 11(2)健康支援	49	「特に～」の段落で、「働く女性の母性保護」という言葉が登場していますが、個人的には「働く女性の母体保護」のほうがふさわしいように感じる。法律上の見地からも、また内容としても、「母体」のほうが基本計画の意図に沿っているのではないか。	1	男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置、労働基準法における母性保護規定にならない、「母性」のままとします。 →【修正なし】
102	VIII 11(3)健康をおびやかす問題	50	生涯を通じた男性・女性の健康支援について、無煙環境支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)のため、以下の具体的な取り組みをしてほしい。 ・妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率の実態把握とともに、ご本人や子ども・家族の健康のために、零目標への対策が極めて重要である。 ・保育園・幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。 ・家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要である	1	市町村では母子健康手帳交付時や両親学級、乳幼児健診などの場で、たばこによる健康被害の啓発を行っています。 また、県では、全面禁煙や空間分煙に取り組む公共施設や民間施設を認証する制度により、受動喫煙防止対策を推進しています。 10月には、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策強化の厚生労働省案が示されました。現在、この案をもとに罰則を含めた法制化の議論が進められています。県では、国の動向に合わせて、受動喫煙防止対策を推進していきます。 いただいた御意見については、これらの取組と併せて、計画を実施する中で参考としていきます。 →【修正なし】
103	VIII 11(3)健康をおびやかす問題	50	県各部局などが発行する性・飲酒・薬物・いじめに関する多様なリーフレット(『知っていますかデートDV』など)を年間を通じて生徒の目に触れやすい、市町村や学校法人・各校独自で刊行する副読本・生徒手帳などに自由に転載できる著作権フリーデータとして提供してはどうか。  【理由】これらのリーフレットは学校で配布されるが、学習後には自宅の机や本棚の奥底に追いやられ、なかなか読み返す機会はない。生活の心得として、友人に対する相談機関の紹介先として、いつでも生徒が参照できることが重要である。	1	学校で配布した各種の啓発リーフレットの多くは、広く活用いただけるようホームページでも公開しています。各学校には研修会等で紹介するなど、様々な形で活用いただけるようにしています。児童生徒に活用してもらえるよう、引き続き各学校に紹介します。 リーフレットは、文部科学省など他機関が作成しているものが多く、著作権フリーデータとして提供するものが難しい状況です。 なお、『知っていますかデートDV』については、埼玉県男女共同参画課のホームページに啓発資料として、PDFで閲覧及びダウンロードができます。 →【修正なし】
104	VIII 11(4)医療分野	51	施策の基本的な方向(4)について 医療分野における女性の参画促進を入れたことは歓迎する。しかし、この推進項目では、病院に勤務する女性医師が対象である。開業している女性医師は、大変厳しい状況で働いており、産休も十分に取れていない状況である。代診制度などの充実など開業医の支援を盛り込んでほしい。	2	「女性医師に対する就業支援策」の一つとして平成21年度から運営している「女性医師支援センター」では、開業医を含む女性医師からの相談対応や育児、介護支援制度に関する情報提供を行っています。こうした取り組みについては、今後も引き続き継続していきます。 また、例えば分娩を取り扱う医師などの処遇改善のための補助金制度では、病院だけでなく開業医や助産所も補助の対象とするなど、男性医師も含めた開業医の負担軽減や処遇改善に向けた支援を実施しており、今後も必要な取り組みを進めていきます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
105	VIII 11(5)女性のスポーツ活動の支援	52	⑤より①、②、③の方が大事ではないか。	1	御意見を踏まえ、女性のスポーツ活動支援に取り組んでいきます。 →【修正なし】
106	第3章計画の推進体制	53	女性活躍推進法の基本方針では、「連絡会議を設置して、関係部局の職員間で共通認識をもつことが重要」とされているが、女性活躍推進法がポジティブアクション法であることについて共有されるべきである。	1	第3章1総合的な推進体制として、庁内の横断的な推進体制は男女共同参画推進会議、男女共同参画推進会議幹事会において引き続き行っていきます。 あわせて、男女共同参画推進員会議でも、周知を図っていきます。 →【修正なし】
107	第3章計画の推進体制	54	女性活躍推進法の基本方針では、実施状況の点検・評価;PDCAサイクルの確立について、「住民や一般事業主、各種団体等、関係者の意見を広く聴取することが望ましい」とされている。これが可能になるためには、一般事業主自身が、最低1年1回とされている、情報の公開(計画策定後に報告すれば、それは、成果の報告となる)を適切に行うことが必要であるので、その支援について、書き込むことが必要である。	1	一般事業主が女性活躍推進法に基づいて行っている情報公開については、基本目標Ⅱ 施策の柱2「(1)働きやすい環境の整備」の③のア「女性活躍に取り組む企業に対する専門家派遣による取組支援」により支援していきます。 →【修正なし】
108	第3章計画の推進体制	54	埼玉県では、「埼玉版ウーマノミクス連携会議」をこの協議会とするとしているが、ポジティブアクションという法の趣旨から、男女共同推進センターも構成メンバーとして、記載し、任命していただきたい。  【理由】女活法の基本方針では、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして「協議会」に設けることができるとされている。	1	女性の職業生活における活躍を支援していくために、行政(国、県)と経済団体と労働団体で「埼玉版ウーマノミクス連携会議」を協議会としたところです。 県においては、女性キャリアセンターが女性の就業支援、就業継続、キャリアアップなど女性の活躍を総合的に支援しております。女性キャリアセンターはウーマノミクス課が所管しております。 →【修正なし】
109	用語解説	55	用語の解説はとても良い。	1	男女共同参画の推進に向けて計画の分かりやすくすることで、普及、啓発をすすめていきます。 →【修正なし】
110	用語解説	56	「ジェンダー」という言葉が日本に入ってきた当時は「社会的・文化的に形成された性別」といった意味が世界共通だったと思うが、最近欧米諸国では、生物学的性別の sex が、性交と紛らわしいので、以前は性別 / sex と記載していたところに 性別 / gender と記載するようになったところが増えているように感じる。このことについては少し調査していただければ、と思う。	1	国の第4次男女共同参画基本計画の用語解説を参考にしています。今後の動向に注視していきます。 →【修正なし】
111	用語解説	56	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の説明で、日本政府に対して、勧告が出ていることをつけ加えてほしい。	1	御意見を踏まえ修正します。 →【修正】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
112	—	—	新基本計画案発表後には、県内数か所において「県民公聴会」を開催していただきたい。	1	10月17日に計画案に対する意見聴取のための広聴集会を開催しました。 →【修正なし】
113	—	—	計画全体を通じて「貧困と格差」問題に対する認識の低さを感じられる。「女性の貧困を可視化し、「女性の貧困の根絶」を政策目標に掲げるべきではないか。  【理由】勤労所得が男性を下回る女性のワーキング・プアが多く、家族が重要なセーフティ・ネットになっているために、家族のタイプや婚姻状況による貧困率の差が非常に大きく、特に母子世帯の貧困の状況は極めて深刻である。 暴力を断ち切る社会的仕組みがないなかで、家を出ることになった女性を待ち受けているのは「貧困」である。	5	施策の柱5(2)「困難を抱えた女性の自立支援」の中で、女性の貧困について取り組んでいきます。 →【修正なし】
114	—	—	新計画案全体の中で「子供」という表記が採用されているが、従来のように「子ども」という表記に統一していただきたい。  【理由】「供」という文字に差別的印象を与える、などの理由で近年「子ども」という表記が一般的になっている現状からも、新計画案で表記法を変える必要性はないと考える。	1	国の第4次男女共同参画基本計画に合わせて、「子供」の表記とします。 →【修正なし】
115	—	—	学習の場がWith Youさいたま以外にあったら良い。	1	With Youさいたまでは、職員を派遣する出前講座を実施しております。また、県内市町村の男女共同参画担当を中心に講座等を実施しています。 御意見を踏まえ、計画に基づき、男女共同参画の取り組んでいきます。 →【修正なし】
116	—	—	11月16日開催の審議会では県民コメントは計画案に反映されるのか。	1	11月16日開催の審議会において県民コメントに対する県の対応・考え方を反映し、修正した計画案を報告します。 →【修正なし】
117	—	—	県民コメントの結果はどのように公表されるのか。	1	県民コメントの内容については、審議会でご審議いただくとともに、計画策定時に県民コメントの結果を公表します。 →【修正なし】
118	—	—	現計画の埼玉県の特徴について掲載してほしい。	1	計画策定後の冊子の印刷をする際には掲載します。 →【修正なし】
119	—	—	計画が県民から見て分かりやすく記載してほしい。	1	男女共同参画の推進するために、計画を普及、啓発をすすめていく必要があります。そのためにも、計画を冊子をするときに分かりやすく記載するように努めます。 →【修正なし】

No.	分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の対応・考え方
120	—	—	子供の貧困について、ジェンダー視点で可視化し、施策化してほしい。	1	計画の実施にあたって、子どもの貧困について、男女共同参画の視点に立った現状分析に取り組んでいきます。 →【修正なし】
121	—	—	男女共同参画がより県民に知られ、よりよい社会生活が送れば良いと思う。まずは、身近なところから、啓蒙活動を進めていきたいと思う。	1	男女共同参画社会づくりのため、県民の皆様と共に進めていきます。 →【修正なし】